

# 新型コロナウイルス感染症対策について

相生市新型コロナウイルス対策本部（危機管理課 ☎7132）

## 感染拡大を防止する『新しい生活様式』の実践を！！

市民の皆様には、4月7日の緊急事態宣言発令から、5月21日に解除されるまでの間、外出自粛など日常生活において、ご不便、不都合をおかけいたしました。皆様のこれまでのご協力に対し感謝申し上げます。

しかし、新型コロナウイルスは無くなったわけではなく、感染防止対策は続きます。今後も、第2波に備えるため、3密（密閉・密集・密接）の回避など新しい生活様式「ひょうごスタイル」を実践することが重要です。市といたしましても、国・県と協調しながら、各支援策を実施するとともに、感染症対策に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解、ご協力をお願いいたします。

令和2年7月10日

相生市新型コロナウイルス対策本部 本部長

相生市長 **谷口 芳紀**

### 【施設・イベント等の対応について】

#### ◎市の施設の市民以外の利用制限の見直しについて

相生市民以外の方も利用可能とします。

#### ◎市又は教育委員会が主催するイベント等について

7月15日（水）まで原則中止・延期としておりましたが、感染防止対策を徹底のうえ、人数（主催者と参加者の合計）を下記のとおり制限して実施します。

期間…7月16日（木）～31日（金）

屋内…会場定員の50%以内の人数

屋外…5,000人以内。ただし、人と人の距離を十分に確保できること

#### ◎各種団体等が主催するイベント等の開催のお願い

感染防止対策を徹底したうえ、参加者への十分な注意喚起を行い、人数（主催者と参加者の合計）が下記の条件を満たした開催となるようお願いいたします。

期間…7月10日（金）～31日（金）

屋内…会場定員の50%以内の人数

屋外…5,000人以内。ただし、人と人の距離を十分に確保できること

※8月1日以降については、今後の状況、国・県の動向により判断し、お知らせします。

### 【感染防止対策について】

保 育 所 等	マスク・除菌用品購入等の補助。
子育て支援に係る施設・事業	ファミリーサポートセンター、子育て学習センター、乳児家庭訪問事業・利用者支援事業におけるマスク・除菌用品・空気清浄機等購入。
公立幼稚園	教諭用フェイスガード・非接触型体温計・空気清浄機等購入。
公立小・中学校	教職員用フェイスガード・非接触型体温計購入。洋式トイレ増設。特別教室に飛沫防止のパーティションの設置。体育館に移動式スポット冷風装置・送排風機購入。
児童保育学級	マスク・除菌用品・非接触型体温計・空気清浄機等購入。
公共施設	文化会館にサーマルカメラ等を購入。図書館に貸し出した図書を消毒できる図書消毒機を購入。市民体育館に移動式スポット冷風装置・送排風機・サーマルカメラ等購入。市民病院に衛生資材等購入。その他の施設において、窓口の亚克力パネルを設置、消毒液・非接触型体温計等を購入。
指定避難所	パーティションの設置など受入態勢の強化や衛生資材の配備。

### 【教育・子育て支援について】

市内公立学校園の夏季休業期間	市内公立小・中学校：令和2年8月8日（土）～16日（日） 市内公立幼稚園：令和2年8月1日（土）～31日（月）
教育・子育て支援	小・中学校への学習指導員の配置。スクールサポートスタッフ、加配教員の配置。相生っ子応援手当の支給。
学びの保障の環境	ICTを活用した学習支援を推進するため、インターネット環境が整っていない家庭にパソコンやモバイルルーターを貸与して学びが保障される環境を整備。

### 夏のマスク着用の注意点

マスクは飛沫の拡散防止に有効で、「新しい生活様式」でも一人ひとりの方の基本的な感染防止対策として着用をお願いしています。ただし、高温や多湿といった環境下でのマスク着用は、熱中症のリスクが高くなるおそれがあるので、のどが渇いていなくてもこまめな水分補給を心がけ、屋外で人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合には、マスクをはずすようにしましょう。

外出時は暑い日や時間帯を避け、涼しい服装を心がけましょう！

### 不当な差別や偏見をなくしましょう

新型コロナウイルス感染症に関連して、感染者・濃厚接触者、医療従事者などに対する誤解や偏見による差別、デマや憶測による風評被害を防ぐため、公的機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動に努めましょう！

# 《新型コロナウイルス感染症に伴う各種支援策》

令和2年7月10日現在

個人	生活支援	家計への支援
		住宅を失うおそれ
		休業で家計が維持できない
		失業で家計が維持できない
		ひとり親の支援
		感染、または感染の疑いがあり労務できなかった
		国民健康保険税等の支払いが困難
	国民年金の納付が困難	
	介護保険料の支払いが困難	
	観光等支援	宿泊の助成
飲食代の助成		
事業主	資金繰り支援	市税等の納付が困難
		売り上げ減少事業者に対して給付
		資金繰りのための融資
	融資	<民間金融機関>
		<政府系金融機関>

給付	<b>特別定額給付金</b>	一律1人あたり10万円を給付（所得制限なし）	特別定額給付金受付 ☎ 7167
給付	<b>住居確保給付金</b>	家賃相当額（限度あり）を市から家主へ支給。支給期間3カ月ただし、一定の要件を満たす場合は、最長9カ月まで延長可	社会福祉課援護福祉係 ☎ 7166
貸付	<b>緊急小口資金</b>	貸付上限：10万円以内（特別な場合は20万円以内） 措置期間：1年以内、償還期間：2年以内、無利子保証人不要	相生市社会福祉協議会 ☎ 2666
貸付	<b>総合支援資金</b>	貸付上限：単身15万円以内、複数20万円以内 貸付期間：3カ月以内 措置期間：1年以内、償還期間：10年以内、無利子保証人不要	相生市社会福祉協議会 ☎ 2666
給付	<b>ひとり親世帯臨時特別給付金</b>	ひとり親世帯を支援するための給付金を支給	子育て元気課子育て支援係 ☎ 7175
給付	<b>国民健康保険傷病手当金</b>	感染、または発熱等の症状で感染が疑われ、労務に服することができず、給与などの支払いが受けられない被用者に支給。 支給額：直近の継続した3カ月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額×2/3×日数。 ただし、令和2年9月30日までに支給開始となるものに限る。	市民課国保年金係 ☎ 7154
給付	<b>後期高齢者医療傷病手当金</b>		
減免	<b>国民健康保険税の減免</b>	次の要件を満たすとき ①主たる生計維持者が死亡し、または重篤な傷病を負った世帯の方⇒全額免除 ②主たる生計維持者の給与収入・事業収入・不動産収入・山林収入のいずれかが前年に比べ3/10以上の減少が見込まれる世帯の方⇒全額または一部を減免	市民課国保年金係 ☎ 7154
減免	<b>後期高齢者医療保険料の減免</b>		
免除	<b>国民年金保険料の免除・特例申請</b>	次の要件をいずれも満たした方（免除・猶予及び学生納付特例） ①令和2年2月以降に収入が減少したこと ②令和2年2月以降の所得等の状況からみて、当年中の所得の見込みが現行の国民年金保険料の免除等に該当する水準になることが見込まれる方	市民課国保年金係 ☎ 7154
減免	<b>介護保険料の減免（第一号保険料）</b>	主たる生計維持者が死亡、重篤な傷病、事業収入等が減少した場合、被害の程度に応じ65歳以上の方の介護保険料を減免	長寿福祉室 ☎ 7124
助成	<b>市民ふるさと観光応援事業（新規）</b>	市民による市内宿泊施設の利用に対して助成 【宿泊】大人：3,000円 子ども：2,000円 【日帰り】大人：1,500円 子ども：1,000円	地域振興課商工観光係 ☎ 7133
助成	<b>飲食店等応援プレミアム付食事券</b>	市内飲食店等で使用できるプレミアム付食事券を販売 【食事券】1組6,000円分を5,000円で販売（20%のプレミアム） 【販売先】各店舗で販売（購入店舗でのみ利用可能）	地域振興課商工観光係 ☎ 7133
猶予	<b>徴収猶予の「特例制度」</b>	対象：事業等に係る収入に相当の減少が見込まれる場合 1年間市税（固定資産税・市県民税等）の徴収の猶予	徴収対策室 ☎ 7152
給付	<b>経営継続事業者支援金事業（拡充）</b>	売上が減少し経営に支障をきたしている事業者に対し10万円を支給	地域振興課商工観光係 ☎ 7133
給付	<b>持続化給付金</b>	売上前年同月比50%以上減少 法人：最大200万円、個人事業主：最大100万円	持続化給付金事業コールセンター ☎ 0120-115-570 申請サポート会場 相生商工会議所 ☎ 0120-835-130 （要電話予約）
融資	<民間金融機関> <b>セーフティネット保証</b> <b>危機関連保証</b>	売上の減少した事業者向けの信用保証付融資制度 4号：100%保証（20%以上減） 5号：80%保証（5%以上減） 危機関連：100%保証（15%以上減） ※3年間無利子（融資額4,000万円まで）	(認定) 地域振興課商工観光係 ☎ 7133 (融資) 取扱金融機関または 兵庫県信用保証協会 ☎ 078-393-3900
融資	<政府系金融機関> <b>感染症特別貸付</b> <b>対策マル経融資</b>	売上が5%以上減少した事業者向けの融資制度 特別貸付：融資額6億円、0.21% ※3年間無利子（2億円まで） マル経：融資額1千万円、0.31% ※3年間無利子	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505

※詳細は、市ホームページでご確認ください。